標準様式第１号

参加表明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　埼玉県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　下記業務の技術提案書に基づく選定について関心がありますので、技術資料と必要な書類を添えて、参加の希望を表明します。

　なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）及び埼玉県財務規則第９１条（同規則第１０２条において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること並びに本書、技術資料及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　対象業務

 (1)　名称

 (2)　履行期限

　　　　　　年　　月　　日

２　公示日

　　　　　　年　　月　　日

【連絡先】担当者所属・氏名　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

技術資料

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者名

１　登録状況

 登録部門等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録名 | 登録番号 | 登録年月日 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 専門分野 | 技術職員数 | うち有資格技術者数 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| その他 | 　　　　　　　　　　名 |  |
| 合　　計 | 　　　　　　　　　　名 |  |

（注：１人の職員が２以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、

　重複記入はさせないこと。なお、専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を設定する

　こと。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者名

３　同種又は類似の業務の実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務分類 |  |  |  |  |  |
| 業務名 |  |  |  |  |
| 発注機関名 |  |  |  |  |
| 契約金額 |  |  |  |  |
| 履行期間 |  |  |  |  |
| 業務の概要 |  |  |  |  |
| 技術的特徴 |  |  |  |  |

（注１：業務分類に、同種又は類似業務として、実績を求める分野を適宜設定すること。

　　２：実績を複数件数求める場合は、分野ごとの上限件数を示すこと。

　　３：実績は、過去５年間程度の範囲を適宜指定すること。

　　４：該当分野に該当する業務の説明を付すること。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者名

４　当該業務の実施体制

（１）配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  配置予定の 管理技術者 |  氏名 |  生年月日 |  |
|  所属・役職名 |
|  資格・部門等 |  取得年月 |
|  最近〇年間の主な経歴 （年度）　　　　　（業務名）　　　　　（担　当）　　 （発注者） |
|  現在手持ち業務 （履行期限）　　　（業務名）　　　　　（担　当）　　　 （発注者） |

（２）　再委託又は技術協力等の予定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  再委託の予定 |  委託先 委託内容 |  |
|  技術協力等の予定 |  協力先 協力を求める内容 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者名

６　その他の事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  関連する建設業者又は製造業者 |  業者名 |  |
|  関連する形態 |

　関連する業者：①建設業者又は製造業者から５０％を越える株式の保有や出資があるか、

　　　　　　　　　代表権を有する役員を兼ねている。

　　　　　　　　②建設業者及び製造業者に５０％を越える株式の保有や出資をしている

　　　　　　　　　か、代表権を有する役員を兼ねている。

（注：参加表明書（技術資料を含む。）の内容は、当該業務の技術提案書の提出者の選定

　に必要な内容とするものとする。）

標準様式第２号

営　　　　業　　　　所　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 営業所 |
| 名称 | 所在地 | 電話番号及びﾌｧｸｼﾐﾘ番号 |
|  （主たる営業所）（代理人を置く営業所） |  |  |

標準様式第３号

委　　　　任　　　　状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　埼玉県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　 所在地

　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先

　　　私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

　　　　　　　　　　　　　　　 所在地

　　　　　　　　　 受任者　　役職名

　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

記

　　（委任事項）

　　　　　　　　　　 業務に係る

　　１　入札及び見積りに関すること。

　　２　契約の締結に関すること。

　　３　契約の履行に関すること。

　　４　代金の請求及び受領に関すること。

　　５　復代理人の選任に関すること。

　　６　前各号に付帯する一切のこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜確認済＞県担当者記入

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認日：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　相手方：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認者：

標準様式第４号

説　　明　　書

１　業務の概要

 (1)　業務名

 (2)　業務目的

 (3)　業務内容

　　（注：検討項目、比較検討ケースについて記載するものとする。）

 (4)　履行期限

 (5)　業務実施上の条件

　　（注：主要な技術者の資格条件、現地調査の有無、使用電算機、使用プログラム言語

　　　及びその他の技術的な留意事項等について具体的に記載するものとする。）

 (6)　成果品

　　（注：図面等の規格、委員会開催の回数及び作成資料数について具体的に記載するも

　　　のとする。）

 (7)　その他

２　参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

 (1)　参加表明書の作成様式

 (2)　記載上の留意事項

　　①　登録状況

　　②　保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

　　　（注：専門分野は説明書作成者が設定し様式に記載すること。）

　　③　同種又は類似業務の実績

　　　（注：実績を求める分野は説明書作成者が設定し様式に記載すること）

　　④　当該業務の実施体制

　　⑤　その他の事項

 (3)　問い合わせ先

　　　〒336-8501　埼玉県浦和市高砂３－１５－１

　　　　　　　　　埼玉県〇〇部〇〇〇課〇〇担当

　　　　　　　　　　０４８－８３０－〇〇〇〇

３　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

 (1)　受領期限

 (2)　提出場所

 (3)　提出方法

４　説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

 (1)　受領期間

 (2)　提出場所

 (3)　提出方法

 (4)　回答方法

５　技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するため

　の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  評　価　項　目 |  評　　　価　　　事　　　項 |  |
|  １　資格要件 |  当該業務において設定された技術提案書の提出者に 要求される資格要件を満たしているかどうか |
|  ２　登録状況 |  当該業務の専門分野に該当する部門において登録さ れているか |
|  ３　保有する技術職員の状況 |  必要な専門分野の全てに専門技術職員を有しいるか |
|  ４　同種又は類似業務の実績 |  設定した業務分野すべてに対して実績があるか |
|  ５　当該業務の実施体制 |  予定管理技術者の資格・経歴等 再委託する業務の内容及び範囲の予定 学識経験者等の技術協力の動員予定 |
|  ６　その他の事項 |  過去に関連する業者が関連工事を受注していないか |

（注：業務の特性に応じて適宜追加又は削除すること。）

６　非選定理由に関する事項

 (1)　参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者

　　に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）

　　により、知事（〇〇課）から通知する。

 (2)　上記(１)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（埼玉県の休

　　日を定める条例（平成元年埼玉県条例第３号）第１条に規定する県の休日（以下「休

　　日」という。）を含まない。）以内に、書面により、知事（〇〇課）に対して非選定

　　理由について説明を求めることができる。

 (3)　上記(２)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日

　　以内に書面により行う。

 (4)　非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

　　①　受付場所

　　②　受付時間

７　技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問い合わせ先

 (1)　技術提案書の作成様式

　　（注：当該業務の評価項目に照らし、極力簡素なものとし、参加表明書（技術資料を

　　　含む。）において求めた情報を重複して求めないものとする。また提出を求める技

　　　術提案書は可能な限り簡素化するものとし、頁数の制限等、記載量を示すものとす

　　　る。）

 (2)　記載上の留意事項

　　（注：仕様書、設計図書のほか業務量の目安（動員計画の概数等）を判断できる情報

　　　を具体的に示すものとする。また、技術提案書に記載すべき事項を極力具体的に示

　　　すものとする。）

 (3)　問い合わせ先

８　技術提案書の提出期限、場所及び方法

 (1)　提出期限

 (2)　提出場所

 (3)　提出方法

９　技術提案書を特定するための評価基準

　　技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  評　　価　　項　　目 |  評　　　　価　　　　事　　　　項 |  |
|  １　提出者の業務経歴等 |  (1)過去５年間の同種又は類似業務の実績 (2)専門分野別の保有技術者数及び有資格業者の保有 状況 |
|  ２　技術職員の経験及び能力 |  (1)管理技術者 ①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③手持ち業務の件数 ④過去２年間に担当した業務の業務成績 ⑤その他評価すべき事項 （発表論文、表彰、取得特許等の状況） (2)照査技術者 ①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③過去２年間に担当した業務の業務成績の平均 (3)担当技術者 |
|
|  |  |  ①類似性の高い業務の経験 ②手持ち業務の件数 ③過去２年間に担当した業務の業務成績の平均 ④その他評価すべき事項 （発表論文、表彰、取得特許等の状況） |  |
|  ３　業務実施方針及び手法 |  (1)業務説明書等の理解度 (2)実施方針の妥当性 （業務内容に応じて審査項目を適宜設定） (3)提案適確性・独創性・実現性 （業務内容に応じて審査項目を適宜設定） (4)工程計画及び動員計画の妥当性 |

（注：業務の特性に応じて適宜追加又は削除すること。）

10　非特定理由に関する事項

 (1)　提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とそ

　　の理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、知事（〇〇課）から通知す

　　る。

 (2)　上記(１)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含

　　まない。）以内に、書面により、知事（〇〇課）に対して非特定理由について説明

　　を求めることができる。

 (3)　上記(２)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日

　　以内に書面により行う。

 (4)　非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

　　①　受付場所

　　②　受付時間

11　この説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

 (1)　受領期間

 (2)　提出場所

 (3)　提出方法

 (4)　回答方法

12　苦情申立てに関する事項

　本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成８年埼玉県告示第３４０号）

により、埼玉県政府調達苦情検討委員会（連絡先：埼玉県出納局出納総務課、電話０４８

－８３０－５７１９（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

13　手続において使用する言語及び通貨

　　日本語及び日本国通貨に限る。

14　契約書作成の要否

　　要

15　関連情報を入手するための照会窓口

16　支払条件

17　その他の留意事項

 (1)　提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された

　　旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出することができないものとする。

 (2)　参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

 (3)　参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提

　　案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うこと

　　がある。

 (4)　提出された参加表明書は返却しない。

 (5)　特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する者は、その旨を様式１に

　　明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がな

　　いものとみなす。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で

　　使用しない。

 (4)　技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を

　　除き、変更できないものとする。

（注：この説明書には、別冊として手続開始の公示の写し、契約書案、参加表明書提出

　後の変更等について（標準様式第５号）、仕様書及び現場説明書を添付すること。）

標準様式第５号

参加表明書提出後の変更等の届出について

１　参加表明書を提出した者（技術提案書の提出者の選定後は選定された者、技術提案書の特定

　後は特定された技術提案書の提出者に限る。）は、次に掲げる事項について変更があったとき

　（(5)及び(6)に掲げる事項（(6)に掲げる事項にあっては代理人の役職名に限る。）にあって

　は、変更するとき）は、直ちに書面により届け出なければならない。新たに代理人を置くとき

　も同様とする。

 (1)　商号又は名称

 (2)　住所又は電話番号（ファクシミリ番号を含む。以下同じ。）

 (3)　法人の代表者

 (4)　事業主又は法人の代表者の氏名

 (5)　代理人

 (6)　代理人の勤務する営業所の所在地、電話番号、役職名又は氏名

 (7)　測量業者登録の有無（対象業務が測量業務であるときに限る。）

 (8)　建築士事務所登録の有無（対象業務が建築関連コンサルタント業務であるときに限る。）

２　１の書面には、変更事項に応じて、別表１に掲げる書類を添付しなければならない。

３　参加表明書を提出した者（技術提案書の提出者の選定後は選定された者、技術提案書の特定

　後は特定された技術提案書の提出者に限る。）は、次に該当することとなったときは、直ちに

　書面により届け出なければならない。

 (1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令１６７条の１１第１項の規定で準用する場

　　合も含む。）の規定に該当する者となったとき。

 (2)　死亡（法人においては解散）したとき。

 (3)　営業停止命令を受けたとき。

 (4)　営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

 (5)　金融機関に取引を停止されたとき。

４　３の書面には、届出事項に応じて、別表２に掲げる書類を添付しなければならない。

５　参加表明書を提出した者（技術提案書の提出者の選定後は選定された者、技術提案書の特定

　後は特定された技術提案書の提出者に限る。）は、次に該当するときは、直ちに書面により届

　け出なければならない。

 (1)　県内における工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとき。

 (2)　県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡

　　者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。

 (3)　県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、工事関係者

　　に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。

 (4)　次に掲げる者が県の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を

　　提起されたとき。

　　ア　個人事業主又は法人の代表権を有する役員若しくは代表権を有すると認めるべき肩書を

　　　付した役員（以下「代表役員等」という。）

　　イ　法人の役員又は支店若しくは営業所（常時工事等の契約をする事務所をいう。）を代表

　　　する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）

　　ウ　使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）

 (5)　次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕

　　を経ないで公訴を提起されたとき。

　　ア　代表役員等

　　イ　一般役員等

　　ウ　使用人

 (6)　次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕

　　を経ないで公訴を提起されたとき。

　　ア　代表役員等

　　イ　一般役員等

 (7)　関東甲信地域における業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

　　和２２年法律第５４号）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。

 (8)　代表役員等、一般役員等又は使用人が、関東甲信地域における談合の容疑により逮捕され、

　　又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

 (9)　代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑

　　若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 添付書類 |  |
|  商号又は名称 |  　 登記簿謄本（変更日が確認できるもの。法人に限る。） |
|  住所 |  (1) 法人 　　 登記簿謄本（変更日が確認できるもの） (2)　個人 　　 住民票の写し（変更日が確認できるもの） |
|  電話番号 |  　 不要 |
|  法人の代表者 |  　 登記簿謄本（変更日が確認できるもの） |
|  事業主の氏名 |  　住民票の写し（変更日が確認できるもの） |
|  法人の代表者の氏名 |  　 登記簿謄本（変更日が確認できるもの） |
|  代理人 |  　 委任状（様式第３号） 　 営業所表（様式第２号）（新たに代理人を置く場合に限る。） |
|  代理人の勤務する営業所 の所在地 |  　 営業所表（様式第２号） 　 委任状（様式第３号） |
|  代理人の勤務する営業所 の電話番号 |  　 不要 |
|  代理人の役職名 |  　 営業所表（様式第２号） 　 委任状（様式第３号） |
|  代理人の氏名 |  　 住民票の写し（変更日が確認できるもの） |
|  測量業者登録の有無 |  　 不要 |
|  建築士事務所登録の有無 |  　 不要 |

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届 出 事 項 | 添付書類 |  |
|  地方自治法施行令第167 条の４第１項の規定に該 当する者となった旨 |  (1)　法人 　 　登記簿謄本（宣告日が確認できるもの） (2)　個人 　 後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書（後見等 が開始された日が確認できるもの） |
|  死亡（法人においては解 散）した旨 |  (1) 法人 　　 登記簿謄本（解散日が確認できるもの） (2)　個人 　　 除籍抄本（死亡日が確認できるもの） |
|  営業停止命令を受けた旨 |  　 命令書の写し |
|  営業の休止又は廃止をし た旨 |  　 不要 |

標準様式第６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　 技術提案書の提出者の選定等について（通知）

　下記業務の参加表明書を提出していただきましたが、あなたを技術提案書の提出者とし

て選定しましたので通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　対象業務

 (1)　名称

 (2)　履行期限

　　　　　　年　　月　　日

２　公示日

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

標準様式第７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　 技術提案書の提出者の選定等について（通知）

　下記業務の参加表明書を提出していただきましたが、あなたは技術提案書の提出者とし

て選定されなかったので通知します。

　なお、この通知をした日の翌日から起算して７日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年３月２９日条例第３号）第１条に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　対象業務

 (1)　名称

 (2)　履行期限

　　　　　　年　　月　　日

２　公示日

　　　　　　年　　月　　日

３　選定しなかった理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

標準様式第８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　技術提案書の提出要請について（通知）

　次の業務について、下記により技術提案書を作成の上、　　　　年　　月　　日までに

提出してください。

　業務名

記

１　業務の詳細な説明、技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項、技術提案書の提出

　方法、提出先及び提出期限、技術提案書を特定するための評価基準は、「説明書」に記

　載してあるので参照してください。

２　本書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

 (1)　受付方法

 (2)　受付窓口

 (3)　受付期間

 (4)　回答方法

３　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

４　契約書案、仕様書案

５　その他

 (1)　技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

 (2)　特定しなかった技術提案書の返却を希望する者は、説明書記載の方法に従って手続

　　を行ってください。なお、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しません。

 (3)　技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚

　　偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

 (4)　技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案

　　書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書

　　面により通知します。

 (5)　(４)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（埼玉県の休日を

　　定める条例（平成元年埼玉県条例第３号）第１条に規定する県の休日を含まない。）

　　以内に、書面により、知事に対して非特定理由についての説明を求めることができま

　　す。

 (6)　非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日

　　の翌日から起算して１０日以内に、書面により回答いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

標準様式第９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　技術提案書の特定について（通知）

　下記業務の技術提案書を提出していただきましたが、あなたの技術提案書を特定（採用）しましたので通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　対象業務

 (1)　名称

 (2)　履行期限

　　　　　　年　　月　　日

２　公示日

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

標準様式第１０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　 技術提案書の特定等について（通知）

　下記業務の技術提案書を提出していただきましたが、あなたの技術提案書は特定（採用）されなかったので通知します。

　なお、この通知をした日の翌日から起算して７日（埼玉県の休日を定める条例（平成

元年埼玉県条例第３号）第１条に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により、非

特定（不採用）理由についての説明を求めることができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　対象業務

 (1)　名称

 (2)　履行期限

　　　　　　年　　月　　日

２　公示日

　　　　　　年　　月　　日

３　特定（採用）されなかった理由

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話